

受益者の皆様へ

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

「日本株式エクセレント・フォーカス」信託終了(繰上償還)予定のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「日本株式エクセレント・フォーカス」は、下記の通り信託終了(繰上償還)を予定しておりますことをご知らせ致します。繰上償還については、改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」に従い、異議申立てを受付けます。繰上償還にご異議のある受益者様は、必要事項をご記入の上、弊社に書面をご郵送下さい。

何卒、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 対象となる証券投資信託の名称

日本株式エクセレント・フォーカス
(以下、「本ファンド」といいます。)

2. 繰上償還の理由

本ファンドの受益権口数は、信託約款の繰上償還に関する規定の20億口を下回っている状態が長期に継続し、信託財産の中長期的な成長を目的とした商品性に沿った運用が困難となっており、またファンド残高の回復も見込み難いため、信託約款の規定に基づき繰上償還を行うものです。

3. 異議申立について

本ファンドの繰上償還は、改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に基づき、受益者の皆様のご同意が必要となります。繰上償還にご異議のある受益者様は、異議申立てを行うことができます。

4. 信託終了(繰上償還)に係る異議申立の日程及び手続き

(1) 異議申立の日程

日付	内容	備考
2012年11月19日(月)	新聞公告日	日本経済新聞に掲載します。
2012年11月19日(月) ~2012年12月19日(水)	異議申立期間	異議申立期間中に異議申立する旨の書面を弊社に送付することにより、繰上償還に関して異議を申し立てることができます。
2012年12月20日(木)	信託の終了に関する 正式決定	異議申立を行った受益者様の保有受益権口数を集計し、新聞公告日時点の受益権総口数の2分の1を超えない場合は、繰上償還が決定します。
2012年12月28日(金)	募集停止	繰上償還が決定した場合、左記日程以降、購入申込の受付を停止します。換金請求は通常通りお手続き頂けます。
2012年12月28日(金) ~2013年1月16日(水)	買取請求期間	繰上償還が決定した場合、異議申立を行った受益者様は、保有受益権について受託会社に

日付	内容	備考
		対し信託財産をもって買い取る請求ができません。
2013年2月1日(金)	繰上償還(予定)	—

(2) 異議申立てのお手続き

① ご異議のない場合

本ファンドの繰上償還についてご同意される場合、お手続きは必要ありません。

② ご異議のある場合

新聞公告日(2012年11月19日)時点の受益者様は、異議申立期間中(2012年11月19日～2012年12月19日)に弊社に対して、書面により異議申立を行うことができます。書面に必要記載事項をご記入・ご捺印の上、下記宛先にご郵送下さい(2012年12月19日(水)弊社必着とさせていただきます)。

【必要記載事項】

- ア. ファンド名(日本株式エクセレント・フォーカス)
- イ. ご住所
- ウ. ご氏名(販売会社のお届出印をご捺印下さい)
- エ. お電話番号(日中連絡先)
- オ. 販売会社名
- カ. お取引店名
- キ. 保有受益権口数
- ク. 繰上償還に反対する旨

【宛先】

〒105-8574 東京都港区芝 3-33-1
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
営業管理部 異議申立受付係

※本ファンドについて、複数の販売会社で口座をお持ちの方、同じ販売会社で複数の口座をお持ちの方は、該当する全ての販売会社名・お取引店名・保有口数をご記入下さい。

※上記の記入内容に不備がある場合、異議申立ての受付ができなくなる場合があります。

※受益者様及び受益権口数等を確認するため、お取引中の販売会社、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及び受託者の三者間で受益者様に関する情報を共有させていただきますので、ご了承下さいませようお願いします。

※必要がある場合、ご本人確認のための書類を提出していただくことがあります。

※異議申立に際して、委託者・指定販売会社及び受託者が取得した個人情報(本ファンドの信託終了(繰上償還)における、改正前の投資信託及び投資法人に関する法律第30条に係る異議申立の受益権口数の管理及び改正前の投資信託及び同第30条の2に係る買取請求の手続のみを利用目的とし、他の目的には使用しません。

5. 繰上償還正式決定

異議申立を行った受益者様の保有受益権口数の合計が新聞公告日(2012年11月19日)時点の受益権総口数の2分の1を超えない場合、2013年2月1日に繰上償還致します。

なお、異議申立を行った受益者様の保有口数の合計が新聞公告日時点の受益権総口数の2分の1を超えた場合は、繰上償還は行いません。

6. 買取請求について

本ファンドの繰上償還が決定した場合、異議申立を行った受益者様は、2012年12月28日から2013年1月16日までの間に、ご自身が保有する受益権について投資信託財産をもって買い取ることを、お取引中の販売会社を通じて受託会社に対し請求することができます。

買取価額は、当該受益権が有すべき公正な価額となります。(原則として受託者である三井住友信託銀行株式会社が買取請求必要書類を受領した日に算出される解約価額とします。)個人のお客様は買取による譲渡益に、法人のお客様は買取時の個別元本超過額に対して課税されます(税制が改正された場合には、取扱いが変更になることがあります)。

なお、買取代金のお支払いまでに通常の解約請求よりも日数を要する可能性があること及び買取事務に関する費用(買取代金の振込手数料、計算書送付費用等)のご負担があることにつき、ご留意下さい。

異議申立ての有無にかかわらず、お申込みの販売会社において、通常通り換金手続を行うことができます。

※金融商品取引法施行、信託法ならびに信託業法の改正に伴い、投資信託及び投資法人に関する法律および同法政令、同法府令等の改正があったものの、本ファンドは改正前の法律適用となるため、条文等は改正前の法律での記載となります。

＜お問い合わせ先＞

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

営業管理部 異議申立受付係

TEL:0120-668001

(午前9時～午後5時(土日・祝日等は除く))

以上